

議案第37号

勝山市立北谷公民館の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 勝山市立北谷公民館
- 2 指定管理者 所在地 勝山市北谷町河合第26号2番地1  
名称 特定非営利活動法人きただに村  
理事長 斎藤 甚継
- 3 指定期間 平成29年1月1日から平成29年3月31日まで

平成28年12月2日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

勝山市立北谷公民館の指定管理者を指定するため、この案を提出する。